

## 赤倉温泉スキー施設旧ふるせ山小屋テナント申込について

### 1. 契約期間

(1) 準備期間等でこれよりも前の入居を希望される場合は、ご相談ください。

(2) 月額テナント使用料は、下記のとおりとする。

ア 営利目的で使用する場合 月額 25,000円

イ その他の目的で使用する場合 月額 7,500円

(3) 契約期間途中で解約は禁止とします。

### 2. 営業期間

令和6年12月21日～令和7年3月31日

### 3. テナント使用料

※テナント使用料には以下を含みません。

・電気代（店内照明・事務機器の稼働・調理用機器の使用） ※電気ストーブ不可

・水道代（調理用）

・燃料代

なお、上記の目的を著しく超えて大量に電気を使用した場合は使用禁止とする場合がある。

### 4. 設備等

当該テナントにすでに設置される備え付けの設備・機器等があります。詳細は募集箇所の詳細をご覧ください。

※新しく備品を設置する場合には、その都度ご相談ください。

### 5. 使用日及び営業時間

(1) 営業日 令和6年12月21日（土）～令和7年3月31日（月）まで

(2) 営業時間 午前8時～午後4時まで

※テナントへの宿泊等は禁止とします。

### 6. 申請・保険について

開業および営業に関わる保健所、警察署、消防署等への各種申請とそれに関わる費用は、全て出店者が負うものとし、申込については別記様式(1)により提出してください。

※各種保険への加入は、各テナントが負うものとする。（火災保険には施設管理者が加入済みです。）

#### 7. 禁止事項

※テナント内での電気ストーブの使用は禁止とする。石油ストーブ・ガスストーブの使用を推奨する。

#### 8. その他

※冬期間が中心の営業となりますので、テナント付近の除雪にご協力ください

別記様式

赤倉温泉スキー施設テナント申込書

1. テナント申込者

名称			
代表者氏名	㊟		
住所	〒		
電話番号		携帯番号	

2. 販売する商品及び出店内容

商品名 または出店内容	
----------------	--

3. 水道・火気・電気の使用

水道	<input type="checkbox"/> 使用する	<input type="checkbox"/> 使用しない
火気	<input type="checkbox"/> 使用する	<input type="checkbox"/> 使用しない
電気	<input type="checkbox"/> 使用する	<input type="checkbox"/> 使用しない

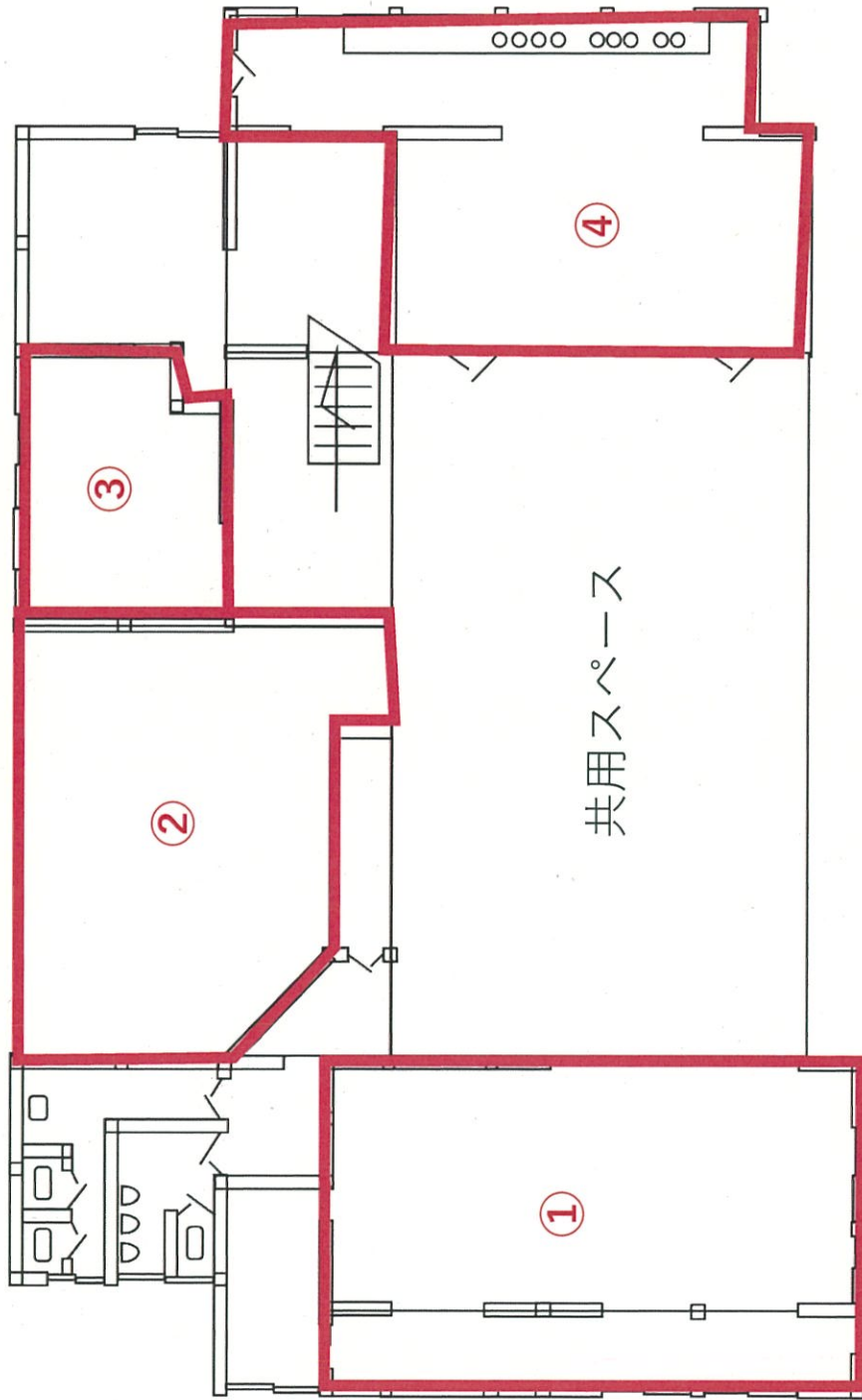
4. テナント希望箇所

テナント希望箇所	
----------	--

※別添図より①～⑨の中から選択してください。

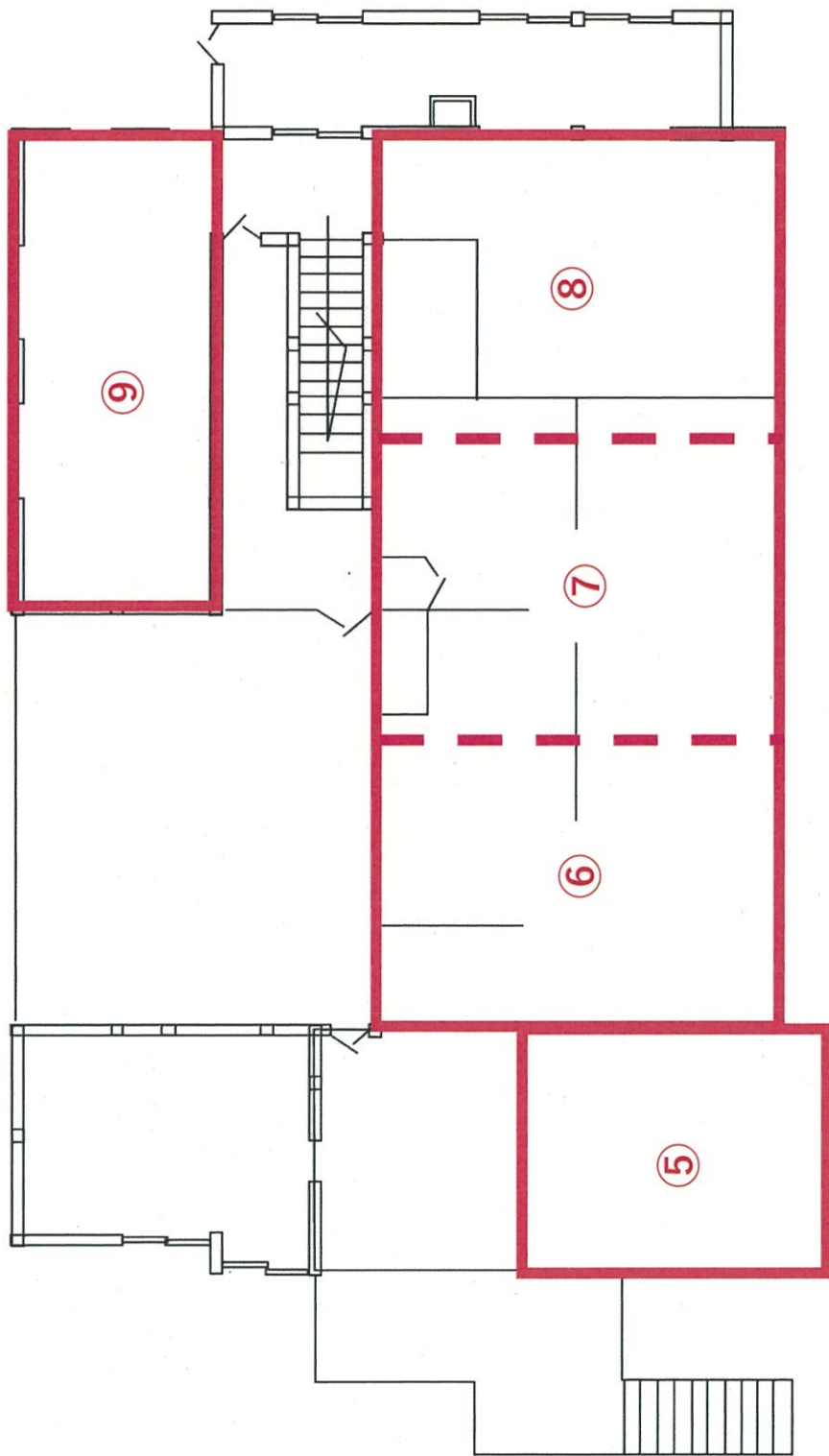
5. その他

- (1) 個人情報等調査同意書（町税等の納入状況）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書



共用スペース

1階



2階

# 個人情報等調査同意書

令和 年 月 日

最上町長 高橋 重美 殿

住所：

氏名：

印

私は赤倉温泉スキー場旧ふるせ山小屋のテナント申込に伴い、個人情報等（町税及び水道料金等の支払い状況）調査について、関係課へ照会及び個人情報等を上記の目的として使用することに同意いたします。

# 暴力団排除に関する誓約書

□私 □当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 最上町との契約事案については、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、最上町から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、該当役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、最上町との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110 番通報等」）及び最上町に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記．

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

最 上 町 長 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印